

# 四万十市立下田中学校いじめ防止基本方針

平成30年3月27日改訂

下田中学校

## 目次

### はじめに

- 第 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 第 2 いじめの定義
- 第 3 いじめの理解、取組の視点
- 第 4 下田中学校いじめ防止等対策委員会
- 第 5 いじめ防止のための取組
- 第 6 いじめの早期発見・早期対応に関する取り組み
- 第 7 P T Aや地域の関係団体等との連携について
- 第 8 重大事態への対応
- 第 9 いじめ防止基本方針の評価
- 第 10 年間指導計画

### はじめに

いじめは、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日）にあるとおり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害する行為であり、かつ心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える行為である。また、ケースによっては、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものと認識している。

このような認識のもと、本校では児童の健全な心身の成長や命の尊厳を守るという観点から、保護者・地域住民はもとより関係機関とも連携しながら、いじめの未然防止や実態把握に努め、課題の克服に向けて真摯に取り組むたいと考えている。また、この取り組みは、学校教育が担う役割を全教職員が自覚し、誠実に公教育の使命を果たす営みに通じるものと確信する。

本校の学校教育目標は、「やさしく、つよく、かしこい生徒の育成」である。この目標達成のためには、日々の教育活動の質的な向上を図ることが肝要である。

特に、いじめへの対応は、本校の教育活動において重要な課題である。いじめに関わる未然防止の取り組みはもちろんのこと、いじめの早期発見や対応を以下に示し、一人ひとりの子ども達が生き生きと日々の学校生活を送れるように、学校としての取り組みを推進する。

## 第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、日々の教育活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、地教委等関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 第2 いじめの定義 <いじめの防止対策推進法 第2条の規定に準じる 平成25年10月策定>

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 第3 いじめの理解、取組の視点

いじめ問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりとした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらとられるのではなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

そして、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者はいじめの未然防止、対応、再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し子どもたちを見守り支えていくことが重要である。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集団的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### 第4 下田中学校いじめ防止等対策委員会

当該委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。当該委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒や保護者からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校で定めているいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

（1）「下田中学校いじめ防止等対策委員会」の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。
- ・いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正。
- ・いじめに関する校内研修の企画・検討。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係の

ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

- ・重大事態の調査のための組織について、四万十市教育委員会が設置する附属機関と学校が連携を図り問題解決にあたる。

## (2) 「下田中学校いじめ防止等対策委員会」の構成員

〈構成する教職員等〉

校長、教頭、特別支援教育学校コーディネーター、人権教育主任、生徒指導担当、養護教諭。必要に応じて、市教委いじめ対策担当者、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、その他、関係のある教職員や関係機関等の出席を求める。

## (3) 「下田中学校いじめ防止等対策委員会」の運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、必要に応じて外部専門機関の助言を得る。

なお、重大事態の調査のための組織については、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としながら、当該事案の内容に応じて、市教委の設置する附属機関や外部専門家を加えるなど、適切に対応する。

## 第5 いじめの早期発見・早期対応に関する取り組み ～アンテナを高く保つ～

◎ 教職員はいじめの早期発見のために、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもち、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知して、解消へ向けた取組につなげていくようにする。具体的には、毎月必ず学校生活アンケートを実施すると共に、年2回以上「いじめアンケート」による調査を実施し、個別面談、日記や家庭訪問などの取組を組み合わせ、いじめの認知に努める。

### (1) いじめの発見…教育相談、相談支援体制の充実

- ・いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。そのためにも、校内支援会を定期的で開催し、SC等の外部専門家を活用して組織的な校内支援体制を確立することで、教育相談体制や生徒指導体制の充実を図る。
- ・生徒の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- ・気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、たとえば5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、いつでも共有できるようにしておく。（※個人情報の管理に注意する。）
- ・得られた目撃情報等を集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- ・朝の会・帰りの会・授業中・休み時間、保健室等から生徒の様子を総合的に観察する。
- ・保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- ・積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域住民から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- ・普段から生徒の生活を把握するためのアンケートや定期的な個人面談を行う。
- ・生徒が教職員に相談した場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気をつける。
- ・相談したのに、うるさがられたり、後で話を聞くと行って対応してもらえなかったりする等がないようにする。

- ・生徒や保護者に「24時間相談ダイヤル」等を周知をする。
- ・特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を大切にする。

## (2) いじめの対応

- ・速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。そのために、いじめ防止基本方針に基づく対応

を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応としていく。

- ・加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

- ・教職員等がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかにいじめの対策のための「下田中学校いじめ防止等対策委員会」に報告し、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。また、その業務は、他の業務に優先して行う必要があり、即日、当該情報を速やかに報告することとする。

- ・判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。

- ・いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで「下田中学校いじめ防止等対策委員会」が責任を持つ。

- ・いじめの解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

た

だし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する

る

ものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

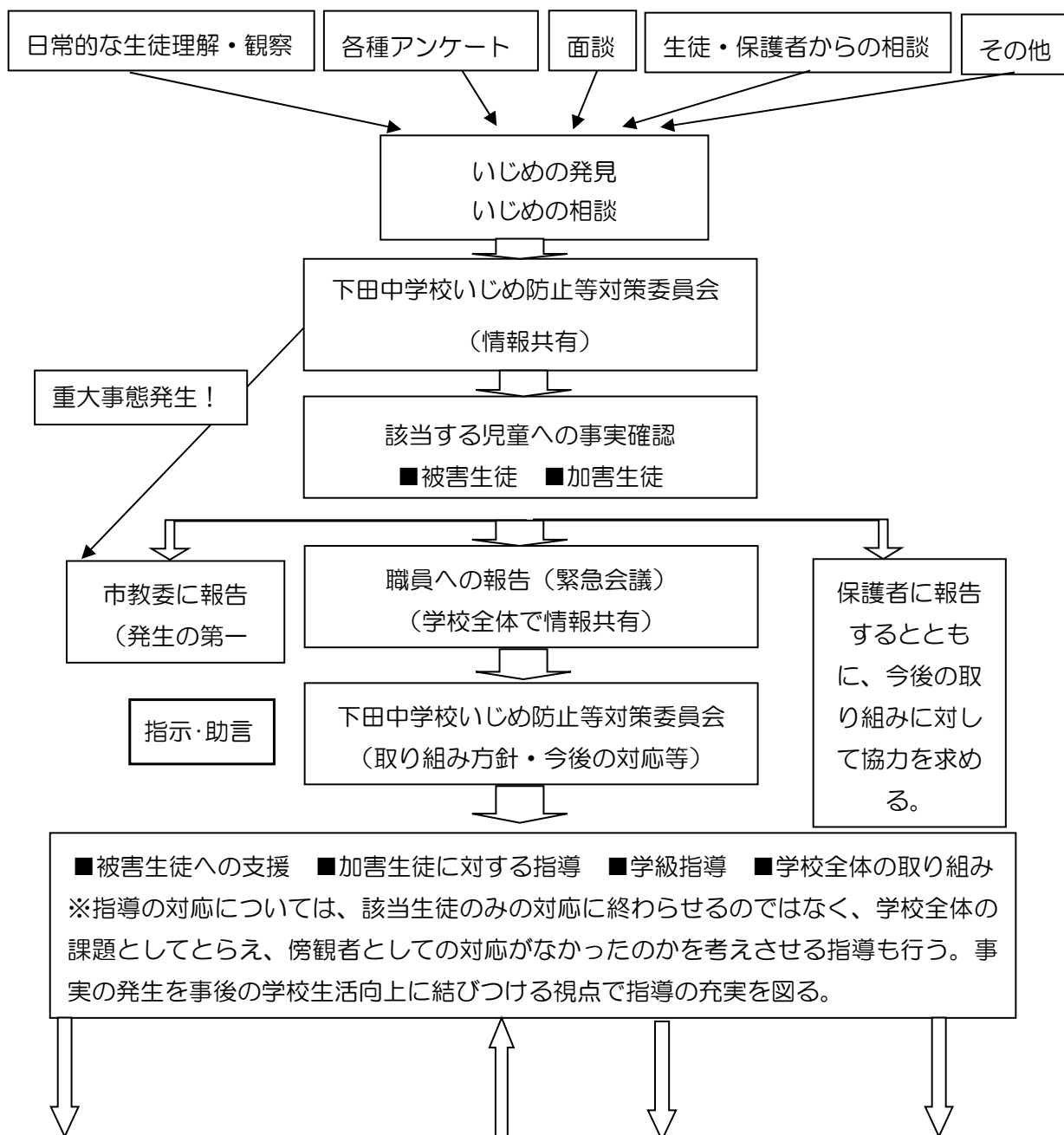
- ・加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、四万十市教育委員会と連絡を取り、中村警察署とも相談して対処する。

- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、迅速に中村警察署に相談し、適切な支援を求める。
- ・ネット上のいじめ等には必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、迅速に中村警察署に連絡するなど、外部の専門機関に支援を求める。
- ・いじめが「重大な事態」と判断された場合には、四万十市教育委員会に設置されている附属機関と学校が連携を図り、問題解決にあたる。
- ・生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- ・いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- ・学校における情報モラル教育を保護者とも連携しながら推進する。

### (3) いじめに対する措置

いじめの発見や相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、下記のフロー図にそって速やかに組織的に対応する。

被害生徒を守り、該当生徒が充実した学校生活を送ることができるようにすることを最優先課題に取り組むことはもちろんであるが、加害生徒等に対しても、人格の成長を促す観点から、教育的配慮のもと指導を行い問題の解消を図る。



重大事態の場合は、市教委の指示・助言を受けながら対応を行う。

必要に応じた  
情報提供

市教委に結果報告  
(取り組み内容・今後の見通し)

関係保護者への報告  
取り組みへの理解

P T A等  
への報告



## 第6 いじめ防止のための取組

### (1) いじめは許されないものであるという認識を高めるために

◎ 生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面か

ら向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した道徳教育を推進する。

- ・道徳参観日、人権教育参観日：心の教育の推進と人権意識の醸成
- ・人権作文や人権標語：人権意識の醸成と人権課題（いじめ等）への意識化
- ・道徳の授業や学級活動：いじめに関わる題材を取り上げた指導の実施

### (2) 教員と生徒、生徒同士の心の通う人間関係の構築

◎ 生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育む。

- ・学級指導の充実：児童とふれあう機会を多く持ち、生徒理解を深める
- ・生徒との面談（各学級・養護教諭）
- ・部活動の活性化：異学年のつながり強化
- ・あいさつ運動：生徒会を中心とした生徒同士をつなぐ活動

### (3) 生徒の主体的な活動の推進…自己有用感を高め、自尊感情を育むために

◎ いじめを生じさせない、許さない学校づくりを推進するために、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の生徒会による実践交流や協議等を行うなど、生徒会活動の活性化を図る。さらに、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた生徒の主体的な活動を推進する。

- ・教科指導：基礎・基本の定着、学習の達成感
- ・学校行事：友だちと協力することの喜び、保護者・地域住民からの肯定的評価
- ・水泳、陸上、音楽などの体育的・文化的活動：生徒の成長を評価
- ・生徒会活動の充実：リーダー育成

### (4) アンケートやQ-U等を活用した把握

◎ 年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに  
対  
する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校として組織的な対応を図るための校内研  
修  
を実施する。また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家  
あ  
るスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリ  
グ  
能力等の向上に向けた校内研修を実施する。

- ・生活調査、いじめチェックリスト（年2回以上）：生徒の悩みや友人関係等の実態把握
- ・Q-Uアンケート（年2回以上）：生徒の実態把握とアプローチの検討
- ・学校評価アンケート：生徒の意識把握
- ・年間を通して、生活日誌、スマイルカードによる実態把握

### (5) 保護者・地域・関係機関と情報共有

◎ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、生徒及びその保護者に対し  
、  
生徒が学校生活を送る上での安心感を与えると同時に、いじめの加害行為の抑止につなげる

- ・PTA役員会、総会 ・参観日等の学級懇談、個人面談 ・学校支援地域本部の開催
- ・保護者との密な連絡（※課題がある場合は、家庭との連絡を密に図る）
- ・学校通信やHP等で情報発信

## (6) 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

## 第7 PTAや地域の関係団体等との連携について

### (1) PTA や地域の関係団体等との連携促進

・健全育成のための関係団体等と連携を図りながら、PTA総会、PTA役員会等、参観日等を活用していじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修等を行う。

・いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布し、周知する。

### (2) 地域とともにある学校づくり

・学校、家庭、地域が一体となって、いじめ問題の解決を進めていくために、校区の子どもを見守るための「学校支援地域本部」において、学校のいじめ問題の取組について検証する。また、

必要に応じて関係機関等との連携を図る。

## 第8 重大事態への対応

◎ 重大事態が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を参考として、適切に対処することとする。

### (1) 重大事態とは 《参照：第28条（いじめ防止対策推進法：平成25年法律第71号）》

1 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ① 生徒が自殺を企図した場合。
- ② 身体に重大な傷害を負った場合。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合。
- ④ 精神性の疾患を発症した場合。

2 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ① 相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ② いじめにより一定期間連続して欠席している場合。
- ③ いじめにより転校を希望した場合。

3 生徒、保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合。

などのケースが考えられる

## (2) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに「下田中学校いじめ防止等対策委員会」を招集し、アンケートの使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### ①重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに四万十市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

### ②調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

### ③調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに四万十市教育委員会に設置されている附属機関と連携を図り、問題解決にあたる。

なお、必要に応じて「下田中学校重大事態委員会」を設けるものとする。この組織の構成については四万十市教育委員会附属機関の判断を仰ぎながら、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

### ④事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、四万十市教育委員会附属機関と連携しながら、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

### ⑤調査結果の報告

調査結果については、四万十市教育委員会附属機関の指示、助言を受けながら、速やかに関係保護者やPTA等への報告を行う。

第三者やマスコミなどへの報告等の対応については、四万十市教育委員会附属機関の指示、助言の下、関係者の了解を得ながら、可能な範囲で調査結果を提供する。

## 第9 いじめ防止基本方針の評価

(1) 基本方針の策定後、法の施行状況、高知県内の動向等を勘案して、学校が主体となって基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また毎年、いじめ問題への取組の実施状況について達成状況を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

(2) いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に、下記の内容が評価できる項目を入れる。

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対応のマニュアルの実行

、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等

## 第10 年間指導計画

いじめ防止に係る年間指導計画については、別紙のとおりとする。

改正：平成29年5月11日 学校教育目標の改定により「はじめに」を一部改正

改定：平成30年3月27日 文部科学省いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14

日改定）高知県いじめ防止基本方針（平成29年10月改定）を受けて改定